

九州大学ヘルスケアルーム利用規程

令和元年度九大規程第108号
制定：令和2年3月9日
最終改正：令和4年3月31日
(令和3年度九大規程第165号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学ヘルスケアルーム（以下「ヘルスケアルーム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ヘルスケアルームは、九州大学（以下「本学」という。）の職員の健康維持・増進及び福利厚生の実施の一環として、併せて障害者雇用の促進、更には共生社会実現の一例となる取組みとして、あん摩・鍼灸施術を行うヘルスケアルームを設置し、視覚障害を有するヘルスキーパーによるあん摩・鍼灸施術により、本学の職員の健康維持・増進に資することを目的とする。

(管理運営責任者)

第3条 ヘルスケアルームに管理運営責任者を置き、人事部長をもって充てる。

(利用者の範囲)

第4条 ヘルスケアルームを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員
- (2) その他管理運営責任者が認めた者

(休業日)

第5条 ヘルスケアルームの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- (4) その他管理運営責任者が認めた日

(利用時間)

第6条 ヘルスケアルームの利用時間は、午前9時から午後6時までの間で、管理運営責任者が定めた時間とする。

(利用料等)

第7条 利用者は、利用を開始する前に、利用料（施術1回あたり）1,000円を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合は、利用料の全部又は一部を免除することができる。

3 第1項の利用料は、還付しない。

(事務)

第8条 ヘルスケアルームの管理運営に関する事務は、人事部人事企画課において処理す

る。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、ヘルスケアルームの管理運営に関し必要な事項は、管理運営責任者が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第165号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。